

サテライトオフィス・テレワーク拠点について

(1) オフィス及び宿泊施設の概要

○ 公設のサテライトオフィスについて

以下 URL に掲載しておりますので、ご参照ください。

(当ページの「レンタルオフィス・ラボ」をご覧ください)

http://www2.city.sapporo.jp/invest/office_introduction/

- #### ○ このほか、札幌市内には数多くの民間レンタルオフィス・コワーキングスペースがありますので、サテライト拠点としてぜひご検討ください。

(2) 代表的なレジャースポット、グルメの概要

市内には、皆様にお楽しみ頂ける様々なレジャースポットやグルメがありますので、それらの情報を包括的に網羅したウェブサイトをご案内します。

<http://www.sapporo.travel/>

(3) 支援制度

市内に事業所を新設する企業等に対し、以下の立地促進補助制度をご用意しておりますので、別添のとおり資料をご参照ください。

- ・コールセンター・バックオフィス立地促進補助金
- ・IT・コンテンツ・バイオ立地促進補助金
- ・札幌圏設備投資促進補助金

札幌市

コールセンター・バックオフィス 立地促進補助金

対 象

コールセンター：受信業務を行うインバウンド・コールセンター

バックオフィス：本社、本社機能の一部を行うもの、及び企業等の内部事務や業務支援サービスの提供を集約的に行う事業所

特 例 子 会 社：障害者の雇用の促進等に関する法律第 44 条第 1 項に規定する認定を受けた特例子会社の本社及び支社
その他の事業所

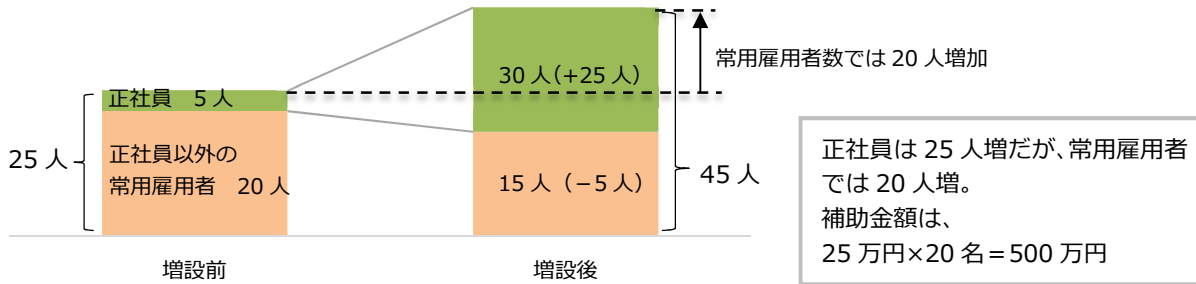
区 分	補 助 要 件	限 度 額		助 成 内 容
新 設	・ 新規常用雇用者 ^{※1} と異動正社員 ^{※2} の合計が 20 人 以上 (特例子会社は 10 人以上)	1,000 万円 × 3 カ年度		正社員（新規雇用・異動） 1 人あたり 50 万円 /年度 正社員以外の常用雇用者（新規雇用） 1 人あたり 10 万円 /年度 (障がい者 ^{※3} 50 万円)
増 設	・ 2 年間で、常用雇用者数 20 人 以上増加かつ、正社員数 20 人 以上増加 ^{※4} 〔特例子会社は、 ・ 常用雇用者数 10 人以上増加 ・ 正社員、正社員以外の常用雇用者である障がい者合わせて 10 人以上増加〕 ・ 増床、または市内に新たな事業所の設置 ・ 増設補助を受けたことがないこと	1,000 万円		正社員の増加 1 人あたり 25 万円 正社員以外の常用雇用者である障がい者の増加 1 人あたり 25 万円 (ただし、常用雇用者数の増加人数分を限度とする。⇒裏面例参照)
本機移特 社能転例	・ 本社または本社機能（本社における総務・人事・経理・企画等の中枢機能）の一部を、道外から札幌市内に移転すること ・ 対外的に移転の事実を公表すること ・ 20 人 以上の正社員（新規雇用・異動）	人件費	5,000 万円 × 3 カ年度	正社員（新規雇用・異動） 1 人あたり 50 万円 /年度 正社員以外の常用雇用者（新規雇用） 1 人あたり 10 万円 /年度 (障がい者 50 万円)
		開設費	本社移転 ^{※5} 6,000 万円 本社機能移転 3,000 万円	工事費、事務機器購入費、採用費の 1/2 (ただし、消費税相当額を除く。)

- ※1 常用雇用者・・・専ら対象業務に従事していて、以下の要件をすべて満たす方
雇用形態は正社員、契約社員、派遣社員（他社から派遣されている方）、パート等のいずれでも可
・ 雇用期間の定めがないこと（有期契約であっても契約更新を行い実質的に長期間雇用されている方は含めることができますが、契約更新の上限が明記されるなど、雇い止めとなる条項がある場合は対象にできません。）
・ 雇用主により、雇用保険、健康保険、厚生年金に加入していること。
- ※2 異動正社員・・・北海道外から、札幌圏（札幌市、小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町及び長沼町）に転入し、住民登録を行うこと。
- ※3 障がい者・・・有効な身体障害者手帳、療育手帳、または精神障害者保健福祉手帳を有すること。
- ※4 正社員の増加・・・新規雇用、社内登用または道外からの転入を伴う異動によるもの。
- ※5 本社移転・・・移転にあたり、当該事業所を本店として登記または本社と称するもの

その他の要件

- ・ 主に道外の企業又は顧客に対するサービスを行うこと。
- ・ 当該企業等、または当該企業の発行済み株式の 2 分の 1 以上を保有する企業等が引き続き 1 年以上操業していること。
- ・ 事業所の開設計画を公表する前に、札幌市と協議（相談）すること。
- ・ 事業所の賃貸借契約、取得、着工前に申請すること。
- ・ 交付を受ける初年度から起算して 6 年度間は、札幌市内で当該事業を継続すること。

【増設補助の計算例】



《 コールセンターの人材確保・育成支援 》

人材の確保から育成まで、札幌市はコールセンターの運営をサポートします。

▼ イメージアップPR

コールセンターの認知度・イメージ向上に努めています。

▼ 合同企業説明会

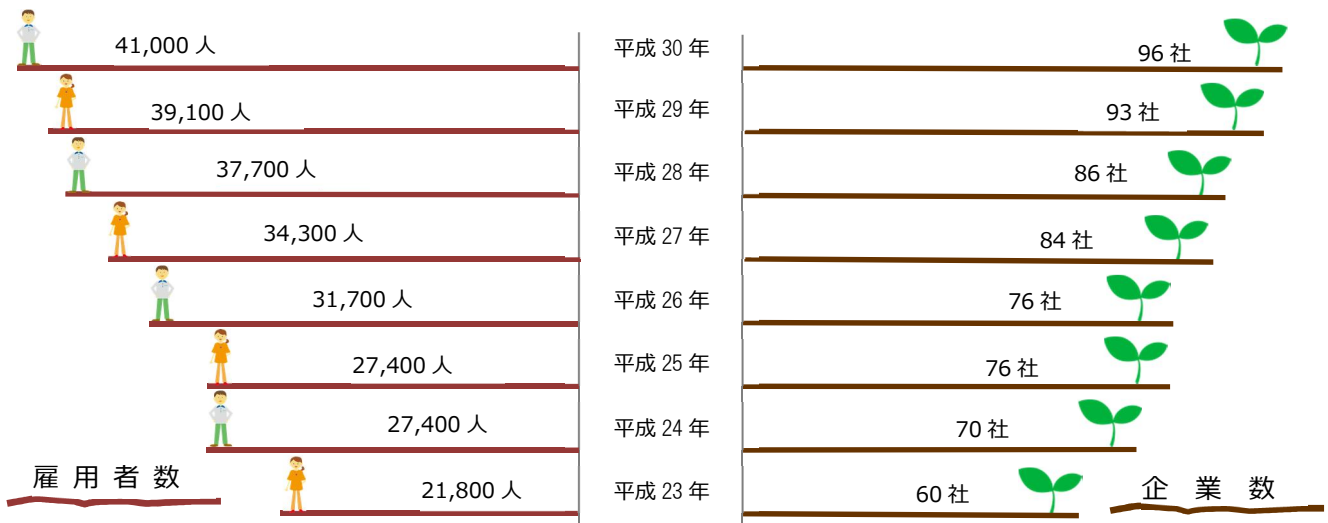
コールセンター合同企業説明会を開催しています。

▼ スキルアップ研修

スーパーバイザーのスキル向上のための研修を行っています。

《 市内コールセンター・バックオフィス企業・従業員数の推移 》

各年 12 月現在



お問い合わせ・申請先

札幌市経済観光局 産業振興部 立地促進・ものづくり産業課

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
TEL 011-211-2362 / FAX 011-218-5130

札幌市東京事務所

〒100-0006 東京都千代田区有楽町 2 丁目 10-1 東京交通会館 3 階
TEL 03-3216-5090 / FAX 03-3216-5199

URL <http://www2.city.sapporo.jp/invest/>
Email business@city.sapporo.jp

(立地促進担当/東京事務所共通)

札幌市

IT・コンテンツ・バイオ 立地促進補助金

研究開発拠点開設をバックアップ

対象

情報通信技術・デジタル技術・バイオ技術を活用して、製品の研究・開発・制作を行う事業

【対象事業の例】

IT・コンテンツ ソフトウェア開発、情報システム開発、組み込みソフトウェア作成、ゲームソフトウェア作成、ウェブコンテンツ制作、デジタルコンテンツ制作

バイオ 農水産資源・微生物を用いた機能性食品・化粧品開発、バイオ医薬品・医療材料開発、医療診断技術の研究開発、研究用試薬の開発、安全・薬理等受託試験、遺伝子・たんぱく質の研究開発・解析サービス

区分	補助要件	補助の種類	限度額	助成内容
新設	対象事業を行う事業所の新設で、新規雇用または札幌圏に転入した正社員 ^{※1} 5人以上 (指定分野 ^{※2} の場合は3人以上) (指定施設 ^{※4} に立地の場合は1人以上)	開設費	800万円	・工事費、機器購入費 ^{※5} 、採用費 ^{※6} の1/2 ・バイオは、機器輸送費 ^{※7} の1/2 (産業団地・指定施設は全額)
		人件費	1,200万円 ×2カ年度	・新規雇用または札幌圏に転入した正社員 1人あたり100万円/年度
産業団地 移転	産業団地 ^{※3} への市内移転・増設で、新規雇用または札幌圏に転入した正社員1人以上	人件費	1,200万円	・新規雇用または札幌圏への転入により2年間で増加した正社員数 1人あたり50万円
増設	対象事業を行う事業所の増床を伴い、新規雇用または札幌圏に転入した正社員が2年間で10人以上増加 (指定分野 ^{※2} の場合は6人以上) (指定施設 ^{※4} 内での増設の場合は2人以上)	人件費	1,200万円	・新規雇用または札幌圏への転入により2年間で増加した正社員数 1人あたり50万円

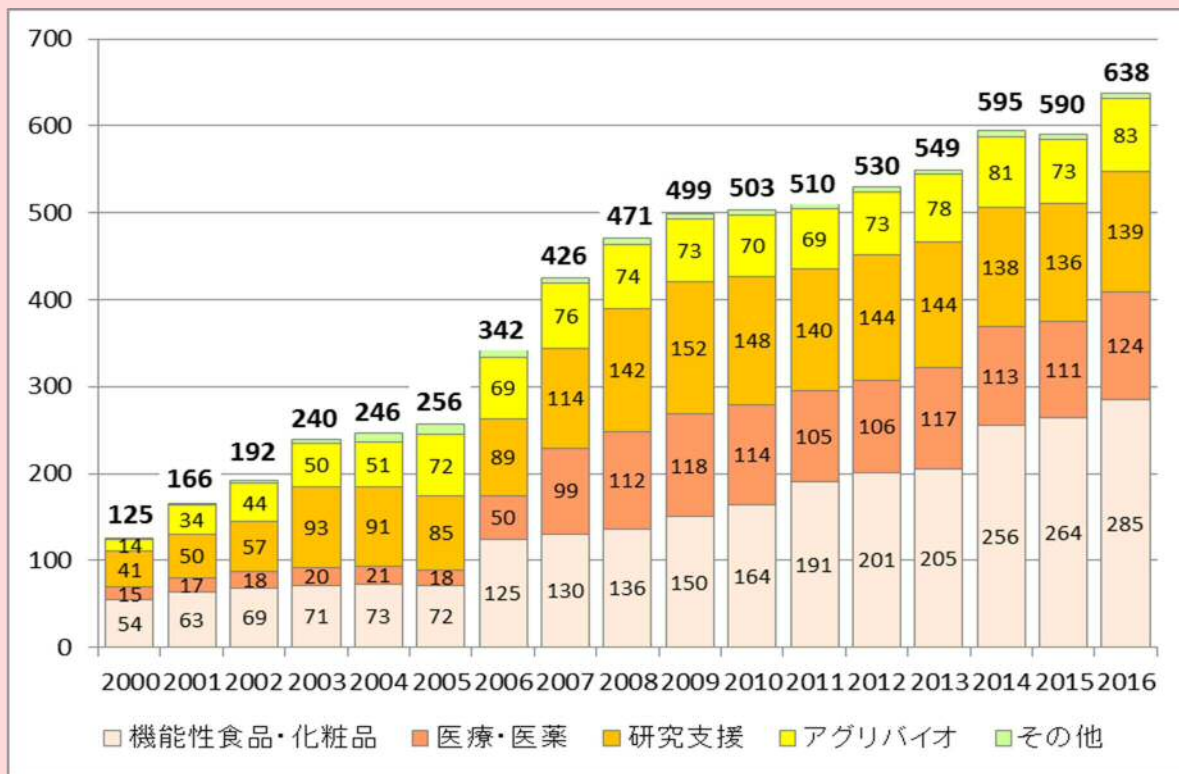
その他の要件

- ・当該企業等、または当該企業の発行済み株式の2分の1以上を保有する企業等が引き続き1年以上操業していること。
- ・交付を受ける初年度から起算して6年度間は、札幌市内で当該事業を継続すること。
- ・事業所の開設計画を公表する前に、札幌市と協議（相談）すること。
- ・事業所の賃貸借契約、取得、着工前に申請すること。

- ※1 正社員：対象事業所で専ら対象事業に従事している、以下の要件をすべて満たす方
- ・札幌圏（札幌市、小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町、長沼町）に居住し、住民登録を有すること。
 - ・雇用期間の定めのない雇用契約を結んでいること。
 - ・雇用主により、雇用保険、健康保険、厚生年金に加入していること。
- ※2 指定分野：人工知能、ロボティクス、自動運転制御、ブロックチェーン技術や、バイオ技術を活用した製品の研究・開発・制作
- ※3 産業団地：札幌テクノパーク（札幌市エレクトロニクスセンターを含む）、札幌ハイテクヒル真栄、札幌アートヴィレッジ、東雁来第2地区
- ※4 指定施設：札幌市エレクトロニクスセンター、札幌市産業振興センター
- ※5 機器購入費：対象事業に直接用いるために購入した、情報通信機器、映像・音響機器、試験研究機器及びその付属品等（ソフトウェアを含む）の購入費、購入に伴う輸送費及び設置費で、指定申請日が属する月以降に支払ったもの（消費税相当額除く）
- ※6 採用費：求人広告費、広告制作費、人材紹介サービス利用料、企業説明会又は面接会の会場借上費・参加料で、指定申請日が属する月以降に支払ったもの（消費税相当額除く）
- ※7 機器輸送費：対象事業に直接用いる機器・物品等のうち、輸送にあたり特殊な配慮が必要等の理由で、他の機器・物品等とは別に輸送する必要があるものに係る輸送費、搬出入費及び設置費で、指定申請日が属する月以降に支払ったもの（消費税相当額除く）

《 北海道のバイオ産業の売上高 》

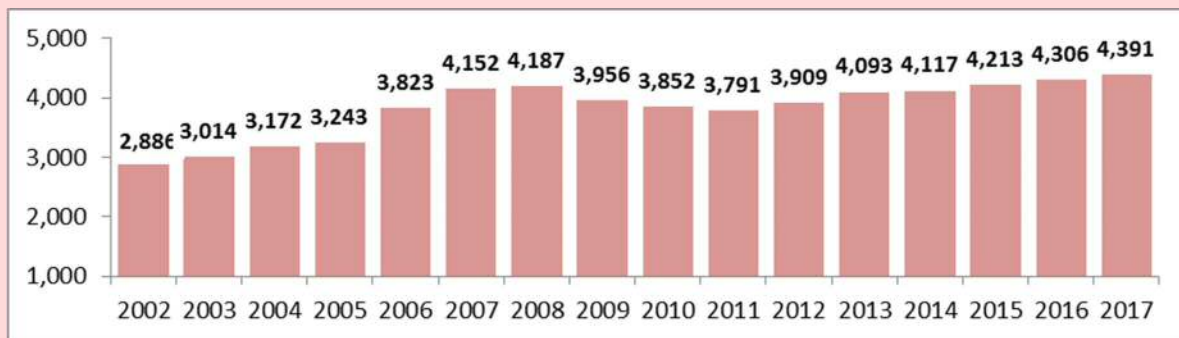
(億円)



出展：「北海道バイオレポート 2017」(北海道経済産業局)

《 北海道のIT産業売上高 》

(億円)



出展：「北海道ITレポート 2018」((一社)北海道IT推進協会)

お問い合わせ・申請先

札幌市経済観光局 産業振興部 立地促進・ものづくり産業課

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

TEL 011-211-2362 / FAX 011-218-5130

札幌市東京事務所

〒100-0006 東京都千代田区有楽町2丁目10-1 東京交通会館3階

TEL 03-3216-5090 / FAX 03-3216-5199

URL <http://www2.city.sapporo.jp/invest/>

Email business@city.sapporo.jp

(立地促進担当/東京事務所共通)

札幌市

札幌圏設備投資促進補助金

適用地域

札幌圏（札幌市、小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、南幌町）

対象

【業種】

製造業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、学術研究・専門・技術サービス業

【施設】

対象施設：対象業種の 試験・研究・開発施設、工場、物流施設、データセンター

重点施設：対象業種のうち以下の分野の 試験・研究・開発施設、工場、人材育成施設

《 食関連分野 》 食料品、機能性食品 など

《 先端技術分野 》 ・健康・医療 （医薬品、医療機器、バイオ など）
・環境・エネルギー （再生可能エネルギー、新エネルギー、蓄電池、次世代自動車 など）
・その他 （ロボット、航空・宇宙、高温超電導、ナノテクノロジー、高機能素材 など）



補助内容

区分		補助要件	限度額	補助内容
札幌市内	重点施設 重点地域	・新設、増設、市内移転 ・設備投資額（土地を除く）1億円以上	10億円	固定資産税課税標準額 × 20% ※増設・市内移転は 10%。限度額 5億円
	上記以外		5億円	固定資産税課税標準額 × 10%
札幌市外	重点施設	・新設（札幌圏内に本社、既存重点施設がないこと） ・設備投資額（土地を除く）3億円以上 ・立地先自治体による設備投資助成が適用されること ・立地先自治体を除く札幌圏内で既存対象施設の廃止・縮小を行わないこと	5億円	固定資産税課税標準額 × 10% （土地分を除く） ※ただし、立地先自治体による設備投資助成相当額（土地分を除く）まで

重点地域：札幌テクノパーク、札幌ハイテクヒル真栄、東雁来第2地区

新設、増設、市内移転により取得した固定資産税の課税対象になる土地・建物・償却資産が対象です。

ただし、申請の6カ月前以前に取得した土地は対象になりません。

特定流通業務施設の家屋・償却資産は課税標準額ではなく固定資産評価額を基に補助金額を算出します。

なお、増設・市内移転の場合、家屋及び償却資産については固定資産税課税標準額（ただし、特定流通業務施設は固定資産評価額）の増加分により補助金額を算出します。

その他の要件

- ・設備投資は、家屋の新・増築、取得、賃借を伴うものであること（機械設備の増設・更新のみでは対象になりません）。
- ・当該企業等（またはその親会社）が、引き続き1年以上操業していること。
- ・設備投資計画を公表する前に、札幌市と協議（相談）すること。
- ・家屋の着工・取得・賃貸借契約締結前に申請すること。
- ・補助金の交付を受けてから10年度間は、当該施設で事業を継続すること。

お問い合わせ先

札幌市 経済観光局 産業振興部 立地促進・ものづくり産業課

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
TEL : 011-211-2362 FAX : 011-218-5130

札幌市東京事務所

〒100-0006 東京都千代田区有楽町2丁目10-1 東京交通会館3階
TEL : 03-3216-5090 FAX : 03-3216-5199

URL : <http://www2.city.sapporo.jp/invest/>
Email : business@city.sapporo.jp (立地促進/東京事務所共通)

小樽市 産業港湾部 企業誘致担当

〒047-8660 北海道小樽市花園2丁目12番1号
TEL : 0134-32-4111 (内線263・256) Email : sangyo-sinko@city.otaru.lg.jp
URL : <http://www.city.otaru.lg.jp/kigyoritti/>

小樽市東京事務所

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-17-17 永田町ほっかいどうスクエア614号
TEL : 03-6205-7760 Email : tokyo-jimu@city.otaru.lg.jp

岩見沢市 企画財政部 企業立地情報化推進室

〒068-0034 北海道岩見沢市有明町南1番地20 自治体ネットワークセンター3階
TEL : 0126-25-8004 Email : kigyo@i-hamanasu.jp
URL : <https://www.city.iwamizawa.hokkaido.jp>

江別市 経済部 企業立地推進室 企業立地課

〒067-8674 北海道江別市高砂町6番地
TEL : 011-381-1087 Email : kigyouricchi@city.ebetsu.lg.jp
URL : <http://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/site/kigyo/>

千歳市 産業振興部 産業支援室 企業振興課

〒066-0009 北海道千歳市柏台南1丁目3番地の1 千歳アルカディア・プラザ3階
TEL : 0123-42-0522 Email : kigyoshinko@city.chitose.lg.jp
URL : <https://www.chitose-yuuchi.jp/>

恵庭市 経済部 商工労働課

〒061-1498 北海道恵庭市京町1番地
TEL : 0123-33-3131 Email : shoukouroudou@city.eniwa.hokkaido.jp
URL : <http://www.eniwa-kougyou.com/>

北広島市 経済部 商工業振興課

〒061-1192 北海道北広島市中央4丁目2番地1
TEL : 011-372-3311 Email : shokogyo@city.kitahiroshima.lg.jp
URL : <http://www.city.kitahiroshima.hokkaido.jp/hotnews/detail/00006137.html>

石狩市 企画経済部 企業連携推進課

〒061-3292 北海道石狩市花川北6条1丁目30番地2
TEL : 0133-72-3158 Email : kouwank@city.ishikari.hokkaido.jp
URL : <http://www.city.ishikari.hokkaido.jp/soshiki/kouwank/>

石狩市東京事務所

〒105-0003 東京都港区西新橋1丁目15番6号内幸町企画ビル4
TEL : 03-6206-1431 Email : city.ishikari-tokyo@ivy.ocn.ne.jp

当別町 経済部 商工課

〒061-0292 北海道石狩郡当別町白樺町58番地9
TEL : 0133-23-3129 Email : shoko@town.tobetsu.hokkaido.jp
URL : <http://www.town.tobetsu.hokkaido.jp/soshiki/syoukou/777.html>

南幌町 まちづくり課 企業誘致グループ

〒069-0292 北海道空知郡南幌町栄町3丁目2番1号
TEL : 011-378-2121 Email : g-kigyuu@town.nanporo.hokkaido.jp
URL : <http://www.town.nanporo.hokkaido.jp/kougyoudanti/>